

夜間・休日納税相談のご利用を

収納課では、平日の日中に納税相談ができない人のために、夜間・休日納税相談日を設けています。

▼夜間納税相談 3月22日～26日の午後5時～7時30分

▼休日納税相談 3月21日・28日の午前9時～午後4時

納期限までに納付できない事情がある人は、未納のままにせず、ぜひ相談においてください。

今月の休日納税相談日は第3、4日曜日です。この日は電話での相談や、市税などの納付もできます。

※特別な理由がなく、納付および連絡がない場合は、差し押さえ処分を執行することもあります。

問 収納課（市役所2階、☎ 40-7032、40-7033）

マイナポイントの対象期間が延長されます！

3月末までにマイナンバーカードを申請した人は、9月末までにマイナポイントを申し込みし、キャッシュレス決済サービスを利用することで、マイナポイントを取得できます。なお、マイナポイントの予約者上限も4,000万人から5,000万人に拡充される予定です。



まずは、3月末までにマイナンバーカードの申請を。

※国の予算等の都合で変更される場合があります。

※既にマイナポイントの手続きを行っている人が、再度マイナポイントをもらえるわけではありません。

りません。1人につき1回限定です。

問マイナンバー総合フリーダイヤル（☎ 0120-95-0178）（音声ダイヤルに従って「5番」を選択してください）、平日午前9時30分～午後8時、土・日曜日、祝日の午前9時30分～午後5時30分）／総務省（<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>）／市民課マイナンバーカード普及促進対策室（☎ 40-0506、平日午前8時30分～午後5時）

自動車税（種別割）についてのお知らせ

【自動車税（種別割）の住所変更届について】

自動車税（種別割）の納税通知書は、原則として自動車検査証（車検証）に記載された住所に送付しています。

転居等で住所が変わった場合は、運輸支局で住所の変更登録手続きをしなければなりませんが、事情によりすぐに住所の変更登録ができない場合は、中南地域県民局県税部へご連絡ください。また、県ホームページ（<https://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>）からも届け出ることができます。「自動車税種別割住所変更届」をご覧ください。

【自動車税（種別割）の口座振替について（6月納期分）】

自動車税（種別割）の納付は、便利で安全・確実な口座振替をご利用ください。

令和3年度の口座振替の申込期限は4月30日（金）です。申込用紙は、各取扱金融機関・中南地域県民局県税部の窓口に備え付けてありますので、お気軽にお問い合わせください。

なお、車検の継続検査時、運

輸支局では、データ上で自動車税（種別割）の納税確認を行い、自動車税（種別割）納税証明書の提示が不要であるため、口座振替済の通知書（兼納税証明書）は送付しません。

問中南地域県民局県税部納税管理課（☎ 32-4341）

行政書士弘前コスモス会による無料法律相談会

相続・遺言・成年後見などに関する無料相談会です。事前の予約は不要です。

▼とき 3月10日（水）、午後1時30分～3時30分

▼ところ ヒロ口（駅前町）3階多世代交流室

問弘前コスモス会（ふたば行政書士事務所、二葉さん、☎ 88-8781）

求人説明会・ミニ面接会

市内企業の人事担当者が、仕事内容などを生の声で伝えます。求職中であれば誰でも無料で参加でき、面接も可能です。

▼とき 3月3日（水）・11日（木）の午後1時30分～4時30分（受け付けは午後1時～）

▼ところ 市民文化交流館ホール（駅前町、ヒロ口4階）

▼定員 20人程度

▼参加企業数 3社以上（予定）

▼その他 当日までの申し込みが必要です。ハローワークに未登録の人も参加できます。雇用保険受給者は求職活動実績の対象になるため、雇用保険受給資格者証の持参を。参加企業は、青森労働局または市ホームページでご確認ください。UJI ター



ン求職者はインターネットによるテレビ電話で面談可能です（開催日の7日前までの申し込みが必要）。

問I・M・S（弘前就労支援センター内、駅前町、ヒロ口3階、☎ 55-5608）

労働相談会

青森県労働委員会では、個々の労働者と事業主との間に生じた労働条件などのトラブルを解決するため、無料の相談会を開催します。

▼とき 3月2日（火）の午後1時30分～3時30分／3月

21日（日）の午前10時30分～午後0時30分

▼ところ 青森県労働委員会（青森市新町2丁目）

▼対象 県内の労働者、事業主※随時受付（事前の予約を優先します）。

問青森県労働委員会事務局（☎ 017-734-9832、F 017-734-8311／労働相談ダイヤル☎ 0120-610-782）

「みちのく・ふるさと貢献基金」助成事業募集

個人、団体、NPO法人、企業等が、地域の発展・地域貢献

に資するために実施する活動に対し、必要な費用を助成します。

▼対象事業 教育・福祉・環境に関する活動

▼助成金額 限度額100万円（必要経費以内）

▼応募期間 4月1日から6月30日まで

▼応募方法 申請書に必要事項を記入して送付

※申請書はみちのく・ふるさと貢献基金事務局ホームページ（<http://www.michinoku-furusato.or.jp>）からダウンロードできます。

問みちのく・ふるさと貢献基金事務局（☎ 017-774-1179）

第36回弘前城ミス桜コンテスト



「第36回弘前城ミス桜コンテスト」を開催します。選ばれた皆さんには、市の四大まつりや、県内外での各種イベントやキャンペーンなどで弘前をPRするために活躍していただきます。

▼とき 4月4日（日）、午後1時30分～

▼ところ 岩木文化センター「あそべーる」（賀田1丁目）ホール

▼選出 ミス桜グランプリ＝1人／ミス桜＝2人※ミス桜グランプリには総額約60万円相当の賞金・賞品を、ミス桜には総額約20万円相当の賞金・賞品を贈呈。

▼選出方法 一次審査（書類審査）で15人程度を事前に選出し、会場での決勝審査で決定。書類審査の結果は、応募者全員に通知します。

※当日体調が悪い人（発熱などの風邪症状がある）／同居家族や知人に新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる人／当日から2週間以内に新型コロナウイルスの感染が拡大している国や地域を訪問した人は決勝審査に出場できません。

▼応募資格 満18歳以上の独身女性（高校生・他のミス任期中の人は除く）で、市内もしくは県内在住で弘前に愛着のある人

※入賞者は、任期中の1年間は他のコンテストへは応募できません。

▼その他 コンテストは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じた上で実施します。来場者は検温・マスク着用などへの協力をお願いします。観覧者数が多数の場合、入場を制限する場合があります。また、感染拡大状況により、イベントの内容は予告なく中止または変更する場合があります。

問3月19日（金・必着）までに、申込用紙に住所・氏名・生年月日・電話番号・学歴・職業（勤務先）・自己PRなどを記入し、顔写真・全身写真を各1枚貼り、次の①か②に持参または郵送を。申込用紙は①および②に設置するほか、市ホームページよりダウンロードできます。

①東奥日報社弘前支社（〒036-8207、上白銀町3の4、☎ 34-5151）／②観光課（〒036-8551、上白銀町1の1、市役所5階、☎ 40-0236）